



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？
「もの言う」自由を守る会
ニュース14号
2019年10月27日



〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>
☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613

《新事務局員の初傍聴記》

「もの言う」自由を守る長い闘いの始まりを実感！

7月31日、私は岐阜地裁での「大垣警察市民監視違憲訴訟」口頭弁論を初めて傍聴させていただきました。裁判というのは、原告対被告が侃々諤々（かんかんがくがく）互いの主張を繰り広げ、ときには裁判長が木槌を叩いて「静粛に！」といったイメージでしたが、全く違い「淡々と進行する様に」戸惑いを感じながらの傍聴となりました。

さて、今回の口頭弁論では原告側が準備書面要旨を読み上げた後、被告側の「適法」主張に反論する陳述を行いました。

被告側の相変らずの認否を示さない不誠実

な態度に「なんとか言え！」と怒鳴りたい気持ちをごつと堪え、裁判長の今後の審理方針発言に集中しました。すると、今後は、原告の求める「国賠請求訴訟」と「個人情報抹消請求訴訟」を併合審理していくことを明らかにし、進め方は「進行協議※」で協議されていくことになりました。（※3ページ参照）

法廷後の「報告集会」にて、別々の訴訟として個別判決をしないことは評価できるとの見解を聞き納得しつつ、本裁判が長期戦になることを覚悟した一日でした。

北村功次

《次回口頭弁論のご案内》

日時：12月23日（月）11時00分～
場所：岐阜地方裁判所 301号法廷

《12/23の行動予定》

10：30～ 裁判所前集会
10：45～ 入廷行動
11：00～ 口頭弁論
11：30～ 報告集会

《次々回口頭弁論》 2020年3月16日（月）13時30分～ 岐阜地方裁判所 301号法廷

「もの言う」自由を守る会 会員募集中！

年会費：個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》 ゆうちょ銀行振替
記号番号 00800-0-216504
加入者名 「もの言う」自由を守る会

7月31日、口頭弁論期日 & 報告会のレポート



大垣警察署の警備課（公安警察）による個人情報収集・中電子会社に提供していた「大垣警察市民監視事件」。この裁判の口頭弁論が、岐阜地方裁判所で開かれ、法廷で、小林明人弁護士が事実と道理をふまえ情報提供の「違法性」と「人格権」の侵害について、準備書面の要旨を述べました。

被告県への反論要旨

1. 警察は「大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をおねがいます。」として地域住民の運動を危険視している。

このような情報提供は、現行憲法体系下における警察法2条1項の解釈として法的・社会的に理解しうる「公共安全と秩序の維持」を目的として行われたものではない。

2. 本来、事業者は、住民に対する十分な説明を行い、対話に基づいて決定すべきものである。「過激なメンバーが岐阜に応援に入る」「身に危険を感じた場合は、すぐに110番して下さい」等と述べて事業者

に住民らに対する不信を煽った。これは平穏な話し合いができる関係を阻害するものであって、「公共安全と秩序の維持」をかえって悪化させるものである。

3. 前記のとおり、関係当事者の真摯な意見交換を妨害し、民主的な意思形成を阻害するという意味でも「警察法2条」等の法令の範囲を逸脱する違法な行為である。

4. このように、警察に保管されている原告の個人情報は、正確性を欠いているどころか、恣意的な評価が加えられていることによって、情報提供を受けたシーテック社に無用で有害な不信感や敵対心を抱かせている。これは憲法13条によって保障されている「人格権」に対する重大な侵害である。

国民救援会中央本部からカンパ

この日の報告集会で、国民救援会岐阜県本部の加藤事務局長から、当会の稲葉當意共同代表に、中央本部からのカンパ7万円が手渡されました。



現在の署名の最終集約のお願い

現在の裁判の進行や運動の力点等に合わせて、新たな署名運動を始める準備をしています。次回口頭弁論で現在の署名用紙の最終集約としたいと思います。現在皆さまのお手元にある署名用紙を一できれば空欄を埋めて一、12月15日までに当会までお送り下さると幸甚です。

【弁論の併合】 7月31日の口頭弁論期日で、裁判長が「弁論の併合決定」を行いました。耳慣れない言葉ですので、この機会に説明いたします。

2016年12月に提起した国家賠償請求訴訟は、岐阜県（岐阜県警の管理者）に対し慰謝料の支払いを求めるという建てつけでした。しかし、よく考えてみると、慰謝料だけでは違法に収集された情報は警察が保管したままになります。原告らの情報は岐阜県警だけでなく、警察庁警備局にも共有されているはずで、これを放置することはできません。

そこで2018年1月に個人情報抹消請求訴訟を提起しました。被告は岐阜県と国（警察庁の管理者）です。議事録にある情報に限らず、およそ原告らの情報を保管することは違法なのであるから、一切を抹消せよという請求です。

2つの裁判は、警察による情報収集等という同じ事実関係を前提に、その違法性と原告らの受けた人権侵害の実態を明らかにするという共通の目的を有しています。弁護団としては、早期に2つの裁判を一本の手續にまとめて（これが「弁論の併合」です）

警察の責任を一体的に追及したいと考えていました。

ところが裁判所は、2つの裁判を事実上同じ法廷で審理はするけれども、手続き上はあくまで別個の事件として扱う状態を続けました。このままでは一体的な責任追及に支障をきたしますし、判決も別々になって地裁と高裁の両方の裁判に対応しなければいけなくなります。それは困るので、裁判所に様々な働きかけをしてきました。その過程で弁護団の検討も深まり、主張が洗練されてきたとも感じます。

今回やっと弁論の併合が認められて、2つの訴訟を一体のものとして戦う体制が整いました。良い判決を得られるよう引き続き努力してまいりますので、よろしくご支援のほどをお願いいたします。

（弁護団事務局長 小林明人）



10月9日の「進行協議」

「進行協議」という期日を設けることがあります。進行協議では傍聴はできません。10月9日に傍聴に来られた方には申し訳ありませんでした。

この日も、裁判長は「情報の性質によって主張が異なるのではありませんか？」と繰り返しました。これまでも原告側は「秘匿性・私事性が高いから権利侵害の程度が高い、一般に知られるような情報であれば権利侵害はない、ということではない。一般の人が知るような情報であっても、法的根拠もなく警察が市民の個人情報を収集することは許されない。しかも今回表れたのは、膨大に収集された情報のほんの一部にすぎないことは明らかで、ここで表れたものを『情報の性質』によって分類することは意味がない」と主張してきましたが、まだ裁判長の思考を変えるに至っていないようです。弁護団としては、さらに議論を深めながら、裁判所を説得できる十分な主張をしていく方針です。

（弁護団副団長 岡本浩明）

滋賀県で起こった警察による違法な聞き込み

参院選の選挙期間中、安倍首相の街頭演説にヤジを飛ばした市民が、警察によってその場から強制的に排除されるという事件が、幾つか起こりました。これに限らず、警察が法的根拠もなく、市民の権利を侵害する例が目につきます。隣の滋賀県で起こった違法な聞き込みについて報告します。

【発生日】 2019年7月2日（火）

【発生場所】 滋賀県長浜市内

【事件の発生】

長浜警察署 I 駐在所の警察官が A 氏宅を訪れ、応対した A 氏の妻に対し、外部に貼ってある共産党演説会のポスターについて「誰が貼りにきたの?」「ご主人は共産党員か?」など質問。また夫婦の携帯番号を教えてくださいと言われたので、妻の携帯番号だけを教えた。帰宅した A 氏が妻から報告を受け、長浜署に抗議の電話をした。同時に T 前長浜市議にも報告した。

【国民救援会滋賀県本部の対応】

T 前市議は直ちに救援会滋賀県本部の N 会長に報告して、翌 3 日に長浜署に抗議に行くことになった。

3 日午後、救援会滋賀県本部の K 事務局長、他 3 名が長浜署を訪れ、「思想信条・政党支持の自由への侵害である」として嚴重抗議し、「事実関係を調査し、回答を求め」と要請した。対応した警部は「巡回連絡の一環だと思う。訪問の中でそういう話になったのではないかと部下をかばう

返答をしたが「確認する」と約束した。

【警察の回答】

8 日、長浜警察署地域課 N 課長より次のような回答が救援会滋賀県本部にあった。

(N) ご心配、ご迷惑をおかけして申し訳ない。担当者に確認したところ、A さんのお宅に巡回連絡として伺ったことは間違いない。災害などの安否確認のために携帯番号が必要となるのでお尋ねしている。ポスターの件は、目にしたので尋ねただけで、他の目的のために尋ねたわけではない。県警本部にも本事案を上げており、その上で回答している、私個人としてではない。要望を承ったので回答させていただいた。

(救) ご本人に対して釈明はないのか?

(N) 要望を承ったところだけです。

(救) 第一報はご本人が入れているので、釈明は当然ではないか?

(N) 分かりました。私が責任を持ってします。

※なお、「ご主人は共産党員ですか」と尋ねたことについての回答はなかった。

★ 9月28日、「国民救援会岐阜県本部定期大会」で、小林弁護士が講演し、原告・船田伸子さんが発表しました。

★ 9月28・29日、「市民オンブズ全国大会 in 岐阜・2019」に参加しました。28日は全体会で翌日の分科会の紹介をして、29日は分科会「市民と警察」で弁護団と原告が発表しました。

☆ 11月2日、「国民救援会滋賀県本部定期大会」で記念講演を行います。

